

## 「旅客自動車運送事業用自動車(保安基準第 50 条等関係)」

### ● 背景・経緯

- 道路運送車両の保安基準では、旅客運送事業用自動車(青ナンバー)に対して、一般的な車両の安全・環境基準に加えて、通路の幅や客室内の明るさなど、事業用自動車特有の構造要件を追加的に規定している。
- 事業用自動車に対する「上乗せ規制」については、不特定多数の者を運送する事業用自動車特有の使われ方を考慮して規定されたものであるが、昨今、
  - ①車両の安全性の向上や運行面の安全対策の徹底により旅客運送事業の安全対策が進んでいること
  - ②自家用有償運送の広まり等に伴い事業用・自家用の別により車両基準を分ける合理性が薄らいでいること
  - ③その多くは国際的にも日本特有の規制であること
  - ④当該規制が事業者による柔軟な車両選択を阻害しているとの指摘が寄せられていること等から見直しを行うこととし、第一段として、タクシーに対する上乗せ規制について、その存廃も含めて検討を行った。

### ● 改正概要等

- タクシーに対する保安基準の「上乗せ規制」を廃止する。

#### 【保安基準第 23 条(通路)関係】

- ・乗降口から座席へ至る一定の通路幅等を設けること

#### 【保安基準第 50 条(旅客自動車運送事業用自動車)関係】

- ・衝撃装置及び旅客用座席は、不快な振動・衝撃を与えないこと
- ・客室は、適当な採光が得られるものであること
- ・運転者席の側面窓は、容易な操作で一定幅を開放できるものであること
- ・旅客用座席と、前方座席や隔壁等との間隙を一定以上設けること
- ・乗降口の扉付近には、その開放方法を表示すること
- ・運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、適合する頭部後傾抑制装置(ヘッドレスト)を装備すること

※ただし、後席乗員の円滑なアクセスの確保、緊急時の脱出経路の確保の観点から、タクシーには適当な「通路」を設けること等、引き続き、旅客課通達により指導を実施。

- バスに対する上乗せ規制については、今後、事業者のニーズ、国際基準等を踏まえ、安全性の検討を行った上で、それぞれ存廃も含めて判断。

### ● 改正時期 (未定)